

平成 29 年度別府市決算に係る
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

別府市監査委員

別監第4-0062号
平成30年8月15日

別府市長 長野恭絃 殿

別府市監査委員 恵良寧

同 野口哲男

同 高森克史

平成29年度別府市決算に係る
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成29年度別府市決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

1 審査の対象

平成29年度別府市決算に係る資金不足比率

2 審査の期間

平成30年7月10日から平成30年8月15日まで

3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された平成29年度別府市決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠し、適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の平成29年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
別府市水道事業会計	—	20.0
別府市公共下水道事業特別会計	—	20.0
別府市地方卸売市場事業特別会計	—	20.0

備考

表中「—」は、当該比率がない（資金不足額がない。）ことを示す。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

平成29年度の表中各会計は、全て資金不足額はない。